

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2024年4月16日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：パレスチナ理科・技術・数学教育デジタルコンテンツ作成プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業 務 名 称：パレスチナ理科・技術・数学教育デジタルコンテンツ
作成プロジェクト

調達管理番号：25a00084

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年4月16日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：パレスチナ理科・技術・数学教育デジタルコンテンツ作成プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2025年7月 ～ 2028年7月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の12%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の12%を限度とする。

3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の12%を限度とする。

（６）部分払の設定¹

本契約については、１会計年度に１回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- １）２０２５年度（２０２６年２月頃）
- ２）２０２６年度（２０２７年２月頃）
- ３）２０２７年度（２０２８年２月頃）

２．担当部署・日程等

（１）選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（２）事業実施担当部

人間開発部基礎教育グループ基礎教育第一チーム

（３）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
１	資料ダウンロード期限	２０２５年４月２２日 まで
２	企画競争説明書に対する質問	２０２５年４月２２日 １２時まで
３	質問への回答	２０２５年４月２５日 まで
４	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	２０２５年５月１９日 １２時まで
５	プレゼンテーション	行いません。
６	評価結果の通知日	２０２５年５月２８日まで
７	技術評価説明の申込日（順位が第１位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して７営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※２０２３年７月公示から変更となりました。

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2. (3) 参照

- 2) 提出先：<https://forms.office.com/r/3WeAuygNd5>

注 1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記 2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記 2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

1) プロポーザル・見積書

① 電子データ (PDF) での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書 (または別見積書)」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

④ 別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください (ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくよう願います)。

⑤ 別提案書 (第3章4. (2) に示す上限額を超える提案) がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合）

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4. (2) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2. (3) 日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	遠隔でも事業を効率かつ効果的に実施する工夫	第3条2.（2）
2	デジタルコンテンツ、ワークシートの内容	第3条2.（3）
3	試行検証を含めた教材作成過程の詳細	第3条2 （3）
4	視学官に対する研修	第4条2 （1）②
5	本邦研修	第4条2 （2）

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2.業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3.競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書（案）に加えて、詳細計画協議時の討議議事録等の関連資料を参照してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・ 本案件の詳細な計画に係る先方との協議：2025年1月

・ RD署名：2025年3月25日

別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

（1）基本的な実施方針

本プロジェクトは、パレスチナ教育・高等教育庁（Ministry of Education and Higher Education、以下「MoEHE」）の外局であるパレスチナ教育テレビ局が作成した既存の映像授業を補完し、児童・生徒が理数科に対する興味関心を高め、学べるようなデジタルコンテンツを作成することで、理科、技術、数学における理解促進を目指すものである。

既存の映像授業は、教科書の内容をそのまま教える構成となっており、児童・生徒が理数科の内容を楽しく学び、広く概念を理解するような内容になっておらず、主体的な学びに繋がらないといった問題がある。そこで、本プロジェクトでは、日本が多くの知見を有する、児童・生徒の主体的な学びや理数科教育における概念理解を促すようなデジタルコンテンツを作成する。

本プロジェクトで作成したデジタルコンテンツは、パレスチナ教育TV局から放映され、家庭で視聴される他、学校での通常授業でも活用されることが想定されている。具体的には、パレスチナでは情勢不安等により、今後も学校が長期的に閉鎖される可能性があるところ、そうした状況下でも児童や生徒たちが学びを継続できるように、開発したデジタルコンテンツを既存の映像授業と同じくパレスチナ教育テレビで放映するほか、MoEHEのYouTubeチャンネルでも配信し、児童・生徒が家庭で、一人で学習を進められることを想定する。

（2）業務分担及び実施体制

パレスチナ側は、MoEHE の傘下の機関である教員教育局（National Institute for Educational Training、以下 NIET）及び MoEHE の外局であるパレスチナ教育テレビ局（Palestine Educational TV Channel）を実施機関とし、受注者と連携する。

開発するデジタルコンテンツの内容は、受注者とパレスチナ人材からなる

Content Development Teamで検討する²。Content Development Teamは、各教科約5名の専門家（教科知識を有する現地専門家、視学官³、教員等）とNIET、学校教育局、及びパレスチナ教育テレビ局の関係者（カメラマン、映像編集者等）で構成され、パレスチナ側が配置する。メンバーは、NIET及びパレスチナ教育テレビ局が提出する案をもとにJICA及び受注者と協議し、確定する⁴。

デジタルコンテンツの撮影は、パレスチナ教育テレビ局によって行われ、局内のスタジオでモデル教員が授業や実験の様子を撮影する。なお、屋外での撮影はパレスチナ教育テレビ局の機材の性能上不可能であることを考慮する。撮影に携わるモデル教員もパレスチナ側で配置する。

プロジェクトの活動拠点はヨルダン川西岸地区のラマッラを想定しているが⁵、パレスチナの治安情勢によっては、受注者が現地に渡航できない可能性も十分にあるため、計画段階から遠隔での教材開発、教員研修、モニタリングを想定する必要がある⁶。

（３）対象学年、科目、コンテンツ数、作成教材

本プロジェクトでは、対象学年を５～９学年の、対象科目を理科（Science）、技術（Technology）、数学（Mathematics）とし、プロジェクト開始から約１年間で以下①～③のツールを開発する⁷。特に①および②について、効率的に質が担保されたツールを開発する作業過程を検討の上実施すること⁸。

本プロジェクトで開発する番組は、家庭でのテレビおよびYoutube視聴用と学校の授業用と同じものとする。

① 家庭内および授業内で活用するデジタルコンテンツ

- 本プロジェクトで開発するデジタルコンテンツの本数は、各学年、各科目

² 日本の教材作成における知見が十分に活用されるよう、日本側が検討を主導する。

³ 日本における指導主事に相当。教員への指導・助言を職務とする。

⁴ Content Development Teamのメンバーに対しては、RDIにおいて以下の費用を本プロジェクトで負担することを合意済。そのため当該メンバーにかかる費用は、積算のうえ本見積に計上してください。

① 専門家：交通費（ラマッラ外からラマッラへの移動の場合のみ）

② 視学官及び教員：通常の勤務時間を超えて本プロジェクトの活動を行う場合の謝金

③ MoEHE外のリソースパーソン：本メンバーとして活動を行う場合の謝金

⁵ 実施機関であるNIET及びパレスチナ教育テレビ局は、ラマッラに位置する。また受注者のオフィススペースはNIETに設置する予定である。

⁶ そのため、遠隔でも事業を効率的かつ効果的に実施する工夫をプロポーザルで提案してください。

⁷ 以下の①～③のツールのうち、①デジタルコンテンツ、②ワークシートについて、第３条２（１）の方針も踏まえ、その構成や内容をプロポーザルで提案してください。

⁸ 一気に150本を作成するのではなく、はじめに1-2本程度の試行版を作成し、検証したうえで残りの本数を制作する想定ですが、それ以上により方法があれば提案してください。

10本⁹、計150本とする（計5学年×3科目×10本）¹⁰。

- 1本あたりの動画時間は、8～20分程度とする。
- それぞれの動画の最初には児童・生徒の関心を引くような1、2分程度のフラッシュと呼ばれる内容を用意する。
- パレスチナ教育テレビ局では、すでに各学年、科目で以下の本数の映像教材を作成しており、それらは基本的にシラバスの内容をカバーしている¹¹。本プロジェクトで開発するコンテンツは、学習に対する興味を喚起したり、概念理解を促進したり、概念や知識の定着を促進するなど、既存の映像教材を補完するものである。したがって、単純に2～3本の映像教材を1本のコンテンツにまとめるのではなく、各映像授業から、数学的概念を理解したり、科学的な思考力を身に着けたりするうえで押さえるべき基礎的な知識や概念を抽出し（すべての内容を網羅する必要はない）、それらを分かりやすく、面白く学べる内容とする。

Grade	Science	Math
5 th Grade	32	63
6 th Grade	33	64
7 th Grade	39	78
8 th Grade	36	47
9 th Grade	47	76
Total	187	328

② デジタルコンテンツと連携した、授業内および家庭内で活用するためのワークシート

- ワークシートは、デジタルコンテンツと併せて活用することを想定し、デジタルコンテンツから得た知識を定着させる問題、復習のために解く問題から構成されるものとする。
- 1本の動画に対して約2頁を目安とする。
- 児童や生徒が家庭内で活用する際、一人で答え合わせを行い、誤答した問題を自分自身で理解・納得できるように、簡単な解説を載せた回答書も作成する。
- ワークシートは紙媒体と電子媒体¹²の両方に対応できるようにする。

③ デジタルコンテンツやワークシートを授業内で効果的に活用するための教員向けガイド

- 教員向けガイドラインは、デジタルコンテンツやワークシートを授業内で

⁹ 単元・トピックの選定は、受注者が主導して提案し、パレスチナ側の合意を得る。

¹⁰ RDでは、本プロジェクトで作成するコンテンツ数が300本と記載されていますが、現在先方実施機関と調整中です。

¹¹ 技術科目については、今後パレスチナ側で映像授業を作成する予定である。

¹² 児童・生徒が家庭で活用する場合、教育テレビ局が保有する学習プラットフォーム等からワークシートをダウンロードする想定。

効果的に活用できるよう、授業内で活用するタイミングや授業内容を記載するほか、モニタリングを通じて収集した好事例を追記する。また、ワークシート上の児童や生徒が誤答しやすい問題については、詳細な解説を記載する。

- 教員向けガイドも紙媒体と電子媒体の両者に対応できるようにする。

（４）本邦研修

パレスチナ側から日本の理数科教育や教材開発の知見を学びたいとの強い希望があったため、デジタルコンテンツ作成の初期段階（2025年10月頃を予定）で本邦研修を実施する。本研修の主要な目的は、Content Development Teamが本プロジェクトで作成するような「分かりやすく、面白い」教材をプロジェクト終了後もパレスチナ政府関係者自身の力で作成できるよう能力強化を図るのではなく、映像教材を授業に取り入れている小・中学校の訪問や、映像教材の制作会社による講義・制作現場の視察を通じて、教材開発におけるヒントを得て、その後のデジタルコンテンツの作成に活かすことである。

（５）想定する具体的な事業連携

本プロジェクトは、ガザ地区も対象とする。ガザでは、開発パートナーが一時的な学習スペース（Temporary Learning Spaces、通称「TLSs」）を運営しており、そこに本プロジェクトで作成するデジタルコンテンツを提供し、ガザの子どもたちの学びを支援する。本活動は、JICAと開発パートナー（国際機関を想定）間で契約を結び実施する。受注者は、開発パートナーが実施するガザ支援について、デジタルコンテンツの提供と活用という点で側面支援を実施する。そのため、受注者には開発パートナーとの密なコミュニケーションや連携が求められる。

（６）先行技術協力プロジェクトのアセット活用

本プロジェクトでは効率性や持続性の観点から考えて適切な場合、過去のJICAの協力による経験を活用することを積極的に検討する。具体的には、先行の技術協力プロジェクトである「パレスチナ日本初等理数科カリキュラム・教科書改訂協力プロジェクト」（2016年～2018年）や「理数科教育質の改善プロジェクト」（2019年～2024年）で支援した人材を、Content Development Team の人材として登用したり、他教員を訓練するためのTrainer of Trainerとして活用したりすることが考えられる。パレスチナ側とよく相談し検討すること。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1) プロジェクトの活動に関する業務

① 成果1「ジェンダーの視点に立った理科、技術、数学のデジタルコンテンツが開発される」に関わる活動

1-1 開発するデジタルコンテンツの内容について、ジェンダーの視点に立って視学官及び教員と協議する。

1-2 既存のカリキュラム、教育テレビ局が作成した映像教材、及び指導法について分析する。

1-3 開発するデジタルコンテンツの内容を確定する。

1-4 デジタルコンテンツをパレスチナ教育テレビ局で撮影する。

1-5 デジタルコンテンツとともに活用される生徒向けのワークシートを作成する。

1-6 授業内でデジタルコンテンツを活用するための教員向けガイドを作成する。

1-7 開発した教育コンテンツをパレスチナ教育テレビで放映する。

1-8 開発した教育コンテンツをパレスチナ教育ポータルおよび教育ポータルチャンネル(YouTube)で公開する。

② 成果2「デジタルコンテンツの活用に係る教員研修が実施される」に関わる活動

2-1 本プロジェクトで開発されたデジタルコンテンツの効果的な活用に係る教員研修を設計する。

2-2 教員研修のモジュールを開発する。

2-3 視学官及び教員に対して研修を実施する。研修の概要案は以下のとおり¹³。

目的	➤ 本プロジェクトで開発したデジタルコンテンツとワークシートを教員が適切に活用できるよう、必要な情報（デジタルコンテンツやワークシートの内容やつながり、各ツールに込めたプロジェクト側の意図、押さえるべき学習ポイント等）を提供する。
----	---

¹³目的を踏まえた研修内容と、それを効率的かつ効果的に実施する方法（実施形態を含む）を提案してください（概要案にある実施回数と参加者数、開催期間をもとに予算計画を立てており、参加者数は先方実施機関と合意済みですが、実施回数と開催期間は提案を可とします）。

	➤ 本プロジェクトは、1つの授業全体の進め方をデザインするものではないため、本研修で扱う内容は、本プロジェクトで作成したデジタルコンテンツとワークシートの活用のみとする。 ➤ 本研修を実施した後、参加した視学官が他の視学官や教員に研修を実施する。よって視学官が独力で研修を実施するために必要な情報等も提供する。
対象者	視学官 ¹⁴
参加者数	計60名（4名×3科目×5学年）/回

2-4 教員研修やモニタリング結果をもとに、教員研修のモジュールを改訂する。

③ 成果3「デジタルコンテンツの活用に関しモニタリングが行われる」に関わる活動

- 3-1 デジタルコンテンツの活用状況をモニタリングする学校を特定する¹⁵。
- 3-2 モニタリング計画を立案し、モニタリングの実施について学校関係者に周知する。
- 3-3 成果2の中で研修を受けた視学官による、モニタリング校の教員に対する研修を実施する。
- 3-4 オンラインもしくは対面でモニタリングを実施する。
- 3-5 モニタリングを実施する中で、デジタルコンテンツの活用に係る提案を行う。
- 3-6 モニタリングを通じて、デジタルコンテンツの活用事例を集約する。
- 3-7 モニタリング結果を踏まえ、デジタルコンテンツの活用に係る提言を取りまとめる。

④ 成果4「デジタルコンテンツがガザ地区にも提供される」に関わる活動

- 4-1 JICA と開発パートナー間で合意したガザへの支援を開発パートナーと連携して実施する。
- 4-2 ガザ支援の活動を取りまとめる。

¹⁴ 成果3のモニタリング校を担当する視学官を含む

¹⁵ 対象校はラマッラ周辺の都市部、地方部、農村部から数校を選定し、計10校とする。選定にあたってはパレスチナ側と協議する。

4-3 ガザ支援の内容につき、開発パートナーと合意する。

4-4 ガザ支援の状況をモニタリングする。

4-5 ガザ支援の活動を取りまとめる。

（２）本邦研修・招へい

本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

想定規模、内容は以下のとおり¹⁶。

目的	第3条2.（４）のとおりに
実施回数	1回
対象者	Content Development Team（教科知識を有する現地専門家、視学官、教員等）、NIETやパレスチナ教育テレビ局の関係者
参加者数	約20名
開催期間	約14日（移動日を含む） 7日間程度で視察を行い、その後の2日間程度で、プロジェクトで開発するコンテンツの内容を受注者側と協議する。
実施場所	東京都内

（３）その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

¹⁶ この概要と第3条2.（４）の留意事項を踏まえて、現時点で想定する視察先や講義内容を含む日程案をプロポーザルで提案してください。

➤ 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。

- データ格納媒体：CD-R（CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
- 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、ベースライン調査およびエンドライン調査を通じて、理科、技術、数学科目に対する学びに関する生徒の変容（習熟度・関心度の向上等）と教員の変容（教科知識の向上等）について効果測定・分析を行う。
- ベースライン調査とエンドライン調査では個人単位で追跡する必要はなく、学年単位の追跡で可とする。
- 受注者は、上記を測定するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
- 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、カウンターパート（以下「C/P」という。）の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及び C/P の合意を得ることとする。また、受注者は、C/P 及びパレスチナ教育セクター関係者に結果を共有する。

③ インパクト評価の実施

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑤ エンドライン調査

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジ

- エクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/P に結果を共有する。
- 受注者は、C/P との共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/P と協議の上、両者の合意を得る。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

- ☒ 本業務では以下の対応を行う。
- 合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。モニタリングシート含む各種報告書等において、以下の活動の進捗・成果を報告する。
 - 調査にてジェンダー分析を行った結果、教科書にジェンダー視点が十分に反映されていないなど、ジェンダーに基づく課題が確認された。そうした課題を踏まえ、本事業では、ジェンダーの視点に立ったデジタルコンテンツ作成に取り組み、同コンテンツにおけるジェンダーの表現が男女間で同程度となるようにする。
 - Content Development Team に参加する教員を、男女で同数とする。
 - 教員研修に参加する教員を、男女で同数とする。

第5条 報告書等

1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	
ワーク・プラン	業務開始から1ヶ月以内	日本語 英語	電子データ	

モニタリングシート	別途指定 (半年に1回以上の 頻度)	日本語 英語	電子データ	
ベースライン調査報告書	別途指定	日本語 英語	電子データ	
エンドライン調査報告書	別途指定	日本語 英語	電子データ	
事業完了報告書	契約履行期限末日	日本語 英語	CD-R	計2部

- 事業完了報告書は、履行期限 3 ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第 6 条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ ベースライン調査、エンドライン調査の計画
- ⑦ 業務フローチャート
- ⑧ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure 等の活用）
- ⑨ 要員計画
- ⑩ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑪ その他必要事項

(3) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

(4) ベースライン調査報告書

第4条2.(3)②を参照のこと。

(5) エンドライン調査報告書

第4条2.(3)⑤を参照のこと。

(6) 事業完了報告書

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- (ア)PDM（最新版、変遷経緯）
- (イ)業務フローチャート
- (ウ)WBS等業務の進捗が確認できる資料
- (エ)人員計画（最終版）
- (オ)研修員受入れ実績
- (カ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (キ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- (ク)合同調整委員会議事録等
- (ケ)その他活動実績

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- (1) 本プロジェクトで開発したデジタルコンテンツ（成果1に基づく）
- (2) 本プロジェクトで開発した生徒向けのワークシート（活動1-5に基づく）
- (3) 本プロジェクトで開発した教員向けガイド（活動1-6、活動3-7に基づく）

(4) 教員向け研修のモジュール(活動 2-2,2-4 に基づく)

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画(WBS等の活用)
- (4) 活動に関する写真

第6条 再委託

☒ 本業務では、再委託を想定していない。¹⁷

第7条 機材調達

☒ 受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	プリンター複合機	教員研修等で印刷資料を使用するため。	1	事業用物品	本見積

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

¹⁷ ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託によることが必要な理由を詳述し、協議する。

案件概要表

1. 案件名（国名）

国名：パレスチナ自治区（パレスチナ）

案件名：理数科教育デジタルコンテンツ作成プロジェクト

Project for Developing Digital Contents for Mathematics and Science Education

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における教育セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

パレスチナ自治政府（以下、パレスチナ）は、1994年の発足後、紛争影響地域としての政治的特殊性・脆弱性を抱えつつも、人的資源開発を重視した国家開発に取り組んでいる。

教育に関しては、初等教育の普及振興策が功を奏し、2023年時点で初等教育総就学率は91.1%、中等教育94.2%と高い水準を達成している¹⁸。他方、教育の質の面に問題があり、特にカリキュラムの改訂や教員の授業能力の改善が喫緊の課題となっていた。

これを受け当機構は、技術協力プロジェクト「パレスチナ日本初等理数科カリキュラム・教科書改訂協力プロジェクト」（2016-2018年）を実施し、児童・生徒の理解や興味関心、認知発達を考慮した1～9学年のカリキュラム・教科書の改訂支援を行った。また「理数科教育質の改善プロジェクト」（2019-2024年）では、新カリキュラムの中心的概念である「生徒中心型授業」の定着を目指し、生徒の創造性と批判的思考力の向上に有効な教授法や学習法を初等教育の学校426校に展開し、143名の視学官と1675名の理数科教員の能力強化を図った。

しかし、2020年初頭から始まった新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、パレスチナでは長期休校や分散登校、集合研修の制限等の措置が取られた。加えて、2023年10月の武力衝突を契機とした治安情勢の悪化に伴い、西岸地域では約78万人の児童・生徒が紛争の影響を受けたほか、ガザ地区では約62万人の児童・生徒が1年分の教育機会を喪失するなど¹⁹、パレスチナの教育は危機的状況にある。2024年9月には新学期が始まり、順次学校が再開されているが、政情不安等により再度休校となる可能性も排除できないところ、児童・生徒の学力の低下が懸念される。

パレスチナ教育・高等教育庁（以下、「MoEHE」）では、教育戦略計画Education Sector Strategic Plan 2017-2022 and 2024-2029において、教育におけるデジタル化の拡大・促進、Eラーニングや遠隔教育の改善といった教育におけるICTの活用を打ち出しており、かかる状況下において、遠隔教育を更に拡大させる方針である。新型コロナウイルス感染症拡大の下では、学校閉鎖によって登校できない児童・生徒向けに、教育庁の外局であるパレスチナ教育テレビ局によって教員の授業を撮影したテレビ番組が制作・放送され児童・生徒の自宅学習を支援した。

しかし、これらの番組は、教科書の内容をそのまま教え込むような単調な構成となっており、児童・生徒の関心を惹くような内容ではなく、また理数科の概念

¹⁸ UNESCO Institute for Statistics. [UIS Data Browser](#)（参照 2025-02-01）

¹⁹ Education Cluster. (2024). Education overview in occupied Palestinian territory: Silent classroom in Gaza and sever lack of access in West Bank
[Global Education Cluster | GEC](#)

を理解しやすい内容になっておらず、子どもの主体的な学びに繋がらないといった問題がある。そのため、MoEHEはJICAに対し、日本が多くの知見を有する「分かりやすい内容と構成で子どもの興味・関心を惹き、主体的な学びを支援する」映像教材の作成について、5～9学年の理科、技術、数学を対象に技術支援を要請した。

本事業は、パレスチナ教育テレビ局が有する既存の映像授業を補完し、児童・生徒が理数科に対する興味関心を高め、学べるようなデジタルコンテンツを作成することで、生徒の学びの継続促進と、理科、技術、数学における生徒の理解促進を目指すものである。

(2) 当該国の教育セクターに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

対パレスチナ自治区国別開発協力量針（2017年9月）において、重点分野「人間の安全保障に基づく民生の安定と向上」の一環として、教育サービスの向上を支援すると定められている。

また、本事業はデジタルコンテンツの開発を通じて、紛争の影響を受ける脆弱層の子どもたちに質の高い教育を提供することを目的としており、JICA の課題別事業戦略（グローバルアジェンダ）「教育」における「教科書・教材開発を中心とした学びの改善」および「誰ひとり取り残さない教育改善クラスター」に位置づけられるほか、SDGs ゴール 4「万人の包摂的で衡平な質の高い教育の確保、生涯学習の機会の促進」に貢献する。

(3) 他の援助機関の対応

日本政府の補正予算事業「パレスチナにおける遠隔教育を通じた、デジタルスキル育成と教育の持続可能な開発」の中で、UNESCOが教育テレビ局の撮影スタジオの機材整備・スタッフトレーニングを実施済み。またベルギーは、2009-2015年にe-learningプロジェクトを実施し、教員のマニュアル整備、教員研修等を実施した。

一方、ガザ地区では、2023年10月の武力衝突を契機とした治安情勢の悪化を受け、UNICEFとSave the Childrenが共同代表となり、MoEHEや国連機関、NGOが参加するEducation Clusterを中心に、一時的なラーニングスペースを運営し学習の場を提供しているほか、ストレスやトラウマを抱えた子どもたちの心理的ケアのため、レクリエーション活動を実施している。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、パレスチナ自治区全域（ヨルダン川西岸地区およびガザ地区）において、5～9学年を対象に理科、技術、数学のデジタルコンテンツの開発と家庭内及び授業内での活用を図り、もって生徒の学習機会の確保と学びの継続と、理科、技術、数学における生徒の理解促進に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

パレスチナ自治区全域（ヨルダン川西岸地区およびガザ地区）

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者/最終受益者：

理科、技術、数学を担当するヨルダン川西岸地区の教員：約7,000名

理科、技術、数学を担当するガザ地区の教員：約1,500名

理科、技術、数学を担当する視学官²⁰：約150名

ヨルダン川西岸地区の5～9年生の生徒：約250,000名

ガザ地区の5～9年生の生徒：約100,000名

(4) 事業実施期間

2025年7月～2028年6月を予定（計36カ月）

(5) 事業実施体制

1) 日本側

総括/STEM教育

理科教育

技術教育

数学教育

デジタル教材開発

2) パレスチナ側

相手国実施機関は教員養成局（National Institute for Educational Training）及びパレスチナ教育テレビ局（Palestine Educational TV Channel）

(6) 投入（インプット）

1) 日本側

① 専門家派遣（合計約 60M/M）：（STEM 教育 / 理科教育 / 技術教育 / 数学教育 / デジタル教材開発）

② 本邦研修

③ 理科、技術、数学の教科知識を有する現地の有識者の日当と交通費

2) パレスチナ側

① カウンターパートの配置

② デジタルコンテンツの撮影

③ プロジェクトオフィス

(7) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

- ・ 技術協力プロジェクト「理数科教育質の改善プロジェクト（以下、PIQMAS）」（2019 年～2024 年）

先行事業であるPIQMASでは、児童・生徒の創造性・批判的思考力を向上させるため、教員や視学官に対して効果的な授業を実践するための技術的支援を行った。そこで得た知見・成果も活用すべく、本事業ではPIQMASで支援した人材を積極的に活用する。

- ・ 無償資金協力「教育の質及び環境改善のための学校建設計画」（2020 - ）および「遠隔教育機材整備計画」（実施予定）

本事業ではパレスチナ自治区全域の学校を対象としており、「教育の質及び環境改善のための学校建設計画」で建設中の西岸地区5校程度でも本事業で開発したデジタルコンテンツが活用される予定である。また、「遠隔教育機材整備計画」では、本事業のカウンターパートであるパレスチナ教育テレビ局に対する撮影機材の整備を予定しており、質の高い教育映像教材の作成に対して、日本によるソフト・ハードの協力の相乗効果の発現が期待される。

2) 他の開発協力機関等の活動

2. (3) のとおり、他の機関を通じてSTEM教育やe-learningに関連する事業が展開されているものの、本事業の活動内容との重複はない。また、ガザ地区では一時的なラーニングスペースを運営する開発協力機関と連携し、本事業で開発したデジタルコンテンツを提供する。

(8) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項

パレスチナ全体として治安・政治・社会が流動的な状況であることに留意しつつ、カウンターパートの状況をモニタリングし、受益者の選定は透明性・公平性・妥当性の観点から問題が発生しないよう丁寧に行う。特に、ガザにおいては受益者に対する直接的な介入が容易ではないため、支援内容・受益者選定が不安定要因を助長しないよう、ガザ地区で連携する開発協力機関等の開発パートナーと適切にモニタリングを行う。

3) ジェンダー分類：【ジェンダー案件】■GI(S) (ジェンダー活動統合案件)
＜分類理由＞調査にてジェンダー分析を行った結果、教科書にジェンダー視点が十分に反映されていないなど、ジェンダーに基づく課題が確認された。そうした課題を踏まえ、本事業では、ジェンダーの視点に立ったデジタルコンテンツ作成に取り組み、同コンテンツにおけるジェンダーの表現が男女間で同程度となること、撮影に参加する女性教員を男性教員と同数にすることを指標として設定するため。

(9) その他特記事項

特になし。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：生徒の理科、技術、数学における理解が促進される。

指標及び目標値：モニタリング校における生徒のテストの結果が、XX%向上する。

(2) プロジェクト目標：理科、技術、数学におけるデジタルコンテンツが家庭内と授業内で活用される。

指標及び目標値：

- ・ モニタリング校において、デジタルコンテンツを家庭内で活用したと回答する生徒がXX%以上となる。
- ・ プロジェクト終了時におけるモニタリング校の教員の教科知識レベルが、ベースライン調査の結果と比較してXX%向上する。

(3) 成果：

成果1：ジェンダーの視点に立った理科、技術、数学のデジタルコンテンツが開発される。

成果2：デジタルコンテンツの活用に係る教員研修が実施される。

成果3：デジタルコンテンツの活用に関しモニタリングが行われる。

成果4：デジタルコンテンツがガザ地区にも提供される。

(4) 主な活動：

1-1 開発するデジタルコンテンツの内容について、ジェンダーの視点に立って視学官及び教員と協議する。

1-2 既存のカリキュラム、教育テレビ局が作成した映像教材、及び指導法について分析する。

1-3 開発するデジタルコンテンツの内容を確定する。

1-4 デジタルコンテンツをパレスチナ教育テレビ局で撮影する。

1-5 デジタルコンテンツとともに活用される生徒向けのワークシートを作成する。

1-6 授業内でデジタルコンテンツを活用するための教員向けガイドを作成する。

1-7 開発した教育コンテンツをパレスチナ教育テレビで放映する。

1-8 開発した教育コンテンツをパレスチナ教育ポータルおよび教育ポータルチャンネル(YouTube)で公開する。

2-1 本プロジェクトで開発されたデジタルコンテンツの効果的な活用に係る教員研修を設計する。

2-2 教員研修のモジュールを開発する。

2-3 視学官及び教員に対して研修を実施する。

2-4 教員研修やモニタリング結果をもとに、教員研修のモジュールを改訂する。

3-1 デジタルコンテンツの活用状況をモニタリングする学校を特定する。

3-2 モニタリング計画を立案し、モニタリングの実施について学校関係者に周知する。

3-3 成果2の中で研修を受けた視学官による、モニタリング校の教員に対する研修を実施する。

3-4 オンラインもしくは対面でモニタリングを実施する。

3-5 モニタリングを実施する中で、デジタルコンテンツの活用に係る提案を行う。

3-6 モニタリングを通じて、デジタルコンテンツの活用事例を集約する。

3-7 モニタリング結果を踏まえ、デジタルコンテンツの活用に係る提言を取りまとめる。

4-1 ガザへの支援が可能な開発パートナーを特定する。

4-2 本プロジェクトで開発されたデジタルコンテンツの活用に係る支援を計画する。

4-3 ガザ支援の内容につき、開発パートナーと合意する。

4-4 ガザ支援の状況をモニタリングする。

4-5 ガザ支援の活動を取りまとめる。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

特になし。

(2) 外部条件

プロジェクトの実施に関し、イスラエルやパレスチナ自治政府等の方針や体制が大きく変更されない。
治安情勢が急激に悪化しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

過去の教育セクターの類似案件では、教員がプロジェクト側の意図とは異なる形でデジタル教材を活用し、十分な成果が発現しないといった課題が指摘された。よって、デジタル教材の活用方法や活用事例の共有について、コンテンツごとにフォローアップを実施すべき、との教訓が得られた。そのため、本事業では成果3に係る3-5や3-6、3-7の活動を通じてフォローアップを実施する。

また、本事業の対象地域にはガザ地区も含まれているが、現在の治安情勢では邦人関係者による現地での活動が制限されるところ、国連機関やNGOといった他機関との協力が重要である。「母子保健リプロダクティブヘルス向上プロジェクトフェーズ 2」（評価年度2015年）では、プロジェクト活動に関係する重要な機関が複数存在する場合、プロジェクト活動の初期からこれら機関の参画を得た意見集約や活動調整のための仕組みづくりを行い、関係機関によるプロジェクト成果の持続的な活用につながった。本事業においても、特にガザ支援を行う開発パートナーと協力して支援を提供するところ、関係機関と適宜協議を重ね、協力調整体制を構築する。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及びJICAの協力方針に合致し、生徒の独学、ならびに理科、技術、数学に対する興味関心の向上につながるデジタルコンテンツの開発を通じて、生徒の学習機会の確保と学びの継続、併せて生徒の理科、技術、数学の理解促進に資するものであり、SDGsゴール4「すべての人に包摂かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業開始6カ月以内 ベースライン調査
事業完了3年後 事後評価

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

（５）他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

（６）根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリン

グ、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：教材作成

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び 2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

① 類似地域：全途上国

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

本業務の契約期間は2025年7月～2028年7月を想定

（2）業務量目途と業務従事者構成案

1）業務量の目途

約 55.98 人月

本邦研修に関する業務人月1.9を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月には、事前業務に加えて、国内移動手配に関連しJICAが契約する旅行会社への国内移動旅行の手配依頼書の送付、旅行手配内容の調整・研修、国内機関への報告も含まれます。

2）渡航回数を目途 延べ36回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）現地再委託

本業務では、再委託を想定していません。

（4）配付資料／公開資料等

1）配付資料

- 詳細計画協議時の討議議事録
- 討議議事録（Record of Discussions：R/D）
- 「パレスチナ理数科教育質の改善プロジェクト 業務完了報告書」
- パレスチナ教育テレビ局が作成した映像授業のタイトルリスト
- 理科（6～9 学年）の英訳済み教科書（一部日本語）
- 技術（5～9 学年、各 20 ページ）の英訳済み教科書
- 数学（5～9 学年）の英訳済み教科書（一部日本語）

2) 公開資料

- [「パレスチナ日本初等理科カリキュラム・教科書改訂協力プロジェクト 業務完了報告書」](#)
- [「パレスチナ 遠隔教育機材整備計画 準備調査報告書（先行公開版）」](#)

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（日本語⇄アラビア語）	無 C/Pには英語可の担当者もいますが、プロジェクトマネージャーや教育テレビ局長とのコミュニケーションはアラビア語となります。また、プロジェクトサイトでのコミュニケーションもアラビア語となります。
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA パレスチナ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（１）契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（２）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

265,989,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（３）別見積としている項目、及び（４）定額計上としている

項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（３）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- １） 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- ２） 上限額を超える別提案に関する経費
- ３） 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（４）定額計上について

☑本案件は定額計上があります（7,725,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	本邦研修（本邦招へい）にかかる経費	第２章 特記仕様書案 第４条２．（２）	7,725,000円	報酬（事前業務（３号 0.4人月及び５号1人月で想定、提案は認めない）、及び同行（現時点では３号0.5人月：研修内容を	報酬 国内業務費

				踏まえ提案、見直し可）、直接経費1,744,000円）	
--	--	--	--	-----------------------------	--

（５）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（６）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（７）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（８）外貨交換レートについて

１）JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

（９）その他留意事項

１）パレスチナ自治区・イスラエル国内における宿泊については、安全管理対策上の理由からJICAが宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律32,400円／泊として計上してください。また、滞在日数が30日又は60日を超える場合の逡減は適用しません。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画／作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力：業務主任者／〇〇	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇	(一)	(8)
ア) 類似業務等の経験	—	4
イ) 業務主任者等としての経験	—	2
ウ) 語学力	—	1
エ) その他学位、資格等	—	1
3) 業務管理体制	(一)	(4)